

【資料9】

ご意見、ご感想、ご質問

【資料2】嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例について

(1) 第1条(設置) :

「教育委員会の附属機関」に関連し、諮問の範囲、或いは本審議会の役割と権限について … 教育委員会の所管事項を超える(例えば、財政問題や跡地・スクールバス(?)等の) 問題を審議・答申することはできますか? また少し先の話になりますが、そうした 「超える問題」 はどこがどのように検討するかなど、当審議会以後の議論のすすめ方の イメージがあれば教えてください。

(回答)

当審議会の所掌事務は、教育委員会及び町長の諮問に応じ、小中学校の再編に關すること及び教育委員会が必要と認める事項を調査及び審議し、答申する旨条例第2条に規定しております。「小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について」との内容で、諮問をさせていただきました。また、教育長が申し上げましたとおり、様々な現状をご認識頂き再編の必要性や再編を進める場合の学校の数と位置について、一定の方向性をお示し頂きたいと存じます。この審議の中で、現状認識のため必要とされた場合につきましては、例示頂いた事項を審議することは可能と思われます。また、諮問事項に対し答申を頂くにあたり、まず学校の数と位置について、一定の方向性をお示し頂いたうえ、審議会において必要とご判断頂いた場合は、その内容を含めて頂くことは可能と思われます。

町が実施する事務事業につきましては、各種計画との整合性、法令等への適合等また予算を伴うこととなります。こうしたことを踏まえ、「超える問題」につきましては、町として一定の方向を決定すべく、役場内外において検討して参ります。

(2) 第2条(所掌事務) : 佐久間町長さんの年明けの言明と3月議会でのやり取りを受け、…議論をどこからスタートするのか?

~前検討委員会のどこを継承し、どこをやり直すのですか?

(回答)

令和3年第1回定例会一般質問におきまして、町長は「白紙に戻してという事でありますので、最初の段階からしっかりと検討していただく、…(中略)…例えば児童生徒の数は今後どうなっていく、あるいは学校の状態がどういう、こういう客観的なデータというものは…(中略)…活用していくということは当然のことだと思いますけれど、基本的な捉え方、考え方につきましては一からやっていきたいと思います。」と答弁されております。以上のことから、審議は一から行って頂き、ご審議頂く際必要な場合、利用可能なデータは継承していくこ

ととなります。

(3) 第6条4(原則公開)、第8条(守秘義務) :

- ・審議会における議論の内容については、家庭や地域で自由に話せますか？

(回答)

審議内容は、積極的に周知頂きますようお願いいたします。第8条は、審議内容が個人情報に関わることなどが含まれた場合等に備え、守秘義務を規定しております。

【資料3】嵐山町立小中学校の現状について

- ・近隣比企郡部8町村の現状と取り組み

(回答)

【資料1.1】令和3年度近隣市町村小中学校児童生徒数及び【資料1.3】近隣市町村の状況をご覧ください。

- ・学校・学級規模の世界の趨勢

(回答)

別紙1 世界の趨勢をご覧ください。

- ・築年数と改修や建て替えについての文科省の考え方

(回答)

別紙2「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」をご覧ください。

- ・保護者の意見から、施設設備の現状と要望、再編そのものの是非と手法(段階論)、特に 意見の多かった「七郷小」の近い将来の処遇(再編案)の整理

【資料4】字別人数について

特にありません。

【資料5】町内学齢児童生徒数について

- ・複式学級の課題

(回答)

別添「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」7ページ複式学級の課題をご覧ください。

・表からは、小学校の「適正規模」化は 6 年後の 27 年、中学校は今後一貫して「適正規模」に届かないことが見て取れます。

～「適正規模(標準規模)12～18 学級」の意味と根拠について

(回答)

【資料 1 2】公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引 9 ページ(望ましい学級の考え方) 及び 13 ページ【9～11 学級・・・】をご覧ください。

【資料 6】アンケート集計結果について

ずっと知りたいと思ってきた児童生徒。保護者、教員の声の一端に初めて触れることができ感慨無量です。とくに自由記述欄に多種多様な声を寄せてくれた 798 名(回答率 67%、玉中 82%)の保護者の皆さんと、それを残業までして丁寧に集計してくれた事務局の方の努力に、この場を借りて改めて敬意と感謝を述べたいと思います。またそれと共にこの貴重な資料を無駄にはできないという審議会委員の一員としての責任の重さも改めて痛感しているところです。

また、できればこの資料は、審議会委員や護員に留めず、少なくともアンケートに答えてくれた方たちを含め広く保護者の皆さんに配布していただけないかと思います。書いた時点でのご自分の思いや考えと、町内の多くの方たちの考えを突き合せることで、一人一人が貴重な知見を得られるはずだと思えるからです。

(回答)

アンケート結果につきましては、町のホームページに掲載し、その旨を広報等によりお知らせ致します。また、その他の方法につきましても検討致します。

* 「再編の必要性」(P. 9): 印象的なのは次の 3 点です。

(1) “決めかねている”(「状況により必要」+「よくわからない」)方が、小学校で 2/3 (64%)、中学校で 1/2 (56%) で、この傾向は「必要」が「不要」の 2 倍以上の場合も変わらないこと。

(2) 必要: 不要=【小学校の再編】18 : 13 (小は 16 : 14、七小は 7 : 18)、【中学校の再編】

20 : 13 (中は 17 : 17、志賀小は 28 : 13、七小は 9 : 12) で開きは 2 倍以下であること。

(3) 南部と北部、中 1 と小 4 は、不要 > 必要であること。

* 自由記述欄

事務局の方にも丁寧に分類分けしていただきましたが、私的印像ながら多数意見から並べ替えると、以下の 9 項目にまとめられるかと思いました。

④ 学校教育を取り巻く諸問題

- (1)きめ細かな・目の行き届いた指導
- (2)施設・設備
- (3)通学保障と安全
- (4)部活の選択肢
- ④再編に関わる問題
- (5)再編手法と再編そのものの是非
- (6)小中一貫校への考え方
- (7)議論のすすめ方
- (8)町全体の問題
- ⑤その他
- (9)PTA問題、跡地利用と地域の避難所など

【その他、全般的な事項について】

審議のすすめ方等について要望します。

(1)審議会スケジュール

-諮問に対する審議の組み立てとスケジュール案

～審議会開催ペース(ex.～週に1回)と日時定例化(ex.～曜午前)、

・次回資料の事前配布

(回答)

会議資料につきましては、事前配布の予定です。

(2)町民・議会とのコミュニケーションの取り方

・町民との定期的な意見・情報のキャッチボール

…まとまりごとの経過説明と意見聴取の方法と頻度(ヒヤリングやアンケートなど)～審議会へのフィードバック

(回答)

審議の進捗などにつきましては、毎月広報誌に掲載するとともに、その他の方法も検討致します。また、説明会につきましても、必要に応じ随時開催し、ご意見等をお聴きする機会と致します。

・議会への経過報告と連携のあり方

(回答)

審議の進捗などにつきまして、随時報告させて頂きます。

(3)審議日程の公開と傍聴保証

・受け入れ人数、動画配信やアーカイブ、WEB開催など

(4)議事録作成と公表

○学校・学級規模の世界の趨勢

国名	教育制度	義務教育	学級人数	備考
韓国	6-3-3制 35人	9年	35人	
中国	小学校6年、初級中学校3年、高級中学校3年	9年	30人	
フィリピン	初等教育6年、中等教育6年	13年		幼稚園1年
ベトナム	小学校5年、中学校4年、高校3年	9年		
米国	小学校6年、中学校2年、高校4年	12年		州及び学区により違がある。
カナダ	6-3-3制、7-5制、6-5制	10・11年	低学年20人、高学年30人	州により違がある。
アルゼンチン	小学校7年、中高一貫5・6年	13年		州により違がある。
ブラジル	基礎教育9年、中等教育3年	9年		選択により、授業は午前か午後の半日。
メキシコ	6-3-3制	15年		幼稚園含む
イタリア	小学校5年、中学校3年、高校5年	11年	20~25人	
英国	初等前期5~7歳、後期7~11歳、中等11~18歳	14年	低学年15人、高学年10人	
スウェーデン	基礎教育10年、高等教育3年	10年	32人	
ドイツ	基礎教育4年、中等教育9~13年	9年		州により違がある。
フランス	小学校5年、中学校4年	10年		留年、飛び級あり。
アフガニスタン	初等教育6年共学、中等教育6年男女別	9年		1日3~4交代授業
イスラエル	6-3-3制	15年		幼稚園等含む。
イラン	6-3-3制	9年		全て男女別
サウジアラビア	6-3-3制	9年		公立校は男女別
エジプト	6-3-3制	9年	28人	
エチオピア	小学校8年、中学校2年、高校2年	4年		
ケニア	小学校8年、セカンダリースクール4年	8年	50人	12年間無料
南アフリカ	初等学校7年、中等学校5年	9年		

* 学級人数は、外務省HP上紹介されている学校の例です。

2. 初等中等教育段階
2. 1 学級編制基準

国	学校段階	学級編制基準（単式学級）	備考		
日本	小学校 第1学年 第2~6学年	【標準人数】 35人 40人	○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」 ○学級編制における国、地方公共団体の教育委員会の役割 ○国：左記のとおり、学級編制の標準を設定 ○都道府県教育委員会：左記の標準を踏まえ、学級編制の基準を設定 ○指定都市を除く市町村教育委員会：都道府県が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を編制		
	中学校	40人	※なお、指定都市教育委員会においては、国が定める左記の標準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を編制		
	高等学校	【標準人数】 40人	○「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」 ○左記の数を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。		
アメリカ合衆国	(テキサス州の例) 就学前教育～第4学年	22人	○テキサス州教育法第25.112条		
	(モンタナ州の例) 就学前教育～第2学年 第3～4学年 第5～12学年	20人 28人 30人	○モンタナ州行政規則第10.55.712条及び第10.55.713条		
	(ケンタッキー州の例) 就学前教育～第3学年 第4学年 第5～6学年 第7～12学年	24人 28人 29人 31人	○ケンタッキー州教育法第157.360条		
	初等学校 第1～2学年 第3～6学年 中等学校	【上限人数】 30人 なし なし	○1998年教育水準・新学校法により導入。 ○第1～2学年以外の学年は従来通り基準はない。		
イギリス	小学校		○小学校：教育法典第D.211-9条により、学級編制基準は大学区国民教育事務局長（県レベルの国民教育省の出先機関）が毎年決定することとされており、全国的な編制基準は設けられていない。		
	中等学校	なし	○中等学校：教育法典第R.421-2条により、学級編制は各学校の権限とされており、全国的な編制基準は設けられていない。		
ドイツ	(ノルトライン・ヴェストファーレン州の例) 初等教育 基礎学校 第1～4学年	【児童数】 ~29人 30～56人 57～81人 82～104人 105～125人 126～150人	【編制すべき学級数】 1学級 2学級 3学級 4学級 5学級 6学級	【1学級当たり児童数】 ~29人 15～28人 19～27人 20/21～26人 21～25人 21～25人	○学校法（2005年2月15日制定、2020年4月30日改正）第93条第2項の施行に関する省令（2005年3月18日制定、2019年5月23日改正）。
	前期中等教育 ハウプトシューレ 第5～10学年 実科学校・ギムナジウム 第5～9/10学年 中等学校 第5～9学年	【標準人数】 24人 27人 25人	【範囲】 18～30人 25～29人 20～29人		
中国	小学校 中等学校 前期（初級中学） 後期（高級中学）	都市部 40～45人	農村部 適宜設定	○教育部2002年6月26日付通知 ○左記の数値を参考に、省、自治区、直轄市が定める。	
	初等学校 中学校 高等学校	45～50人 45～50人	なし なし なし	初等・中等教育法施行令第51条の規定により、学級編制基準は、広域市・道教育庁の長である教育監が決定する。	

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
(改正後の全文)

〔平成十八年四月二十四日
文部科学省告示第六十一号〕
(令和三年四月十五日最終改正)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針

公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十一一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心で機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設された大量の校舎等が一斉に更新時期を迎えて、建築後二十五年以上を経過した校舎等が保有面積の約八割を占めるなど老朽化が極めて深刻であり、対策の強化が喫緊の課題となっている。老朽施設においては、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。また、台風や豪雨等の自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生等から児童生徒等の生命と健康を守ることも大きな課題である。このため、老朽化対策とともに、災害時に地域の避難所として利用されることも踏まえた防災機能の強化や衛生環境の改善についても図りながら、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

公立の義務教育諸学校等施設における構造体の耐震化や吊り天井（照明器具、

バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。以下同じ。) の耐震対策は概ね完了した状況となっている。しかしながら、これらの対策が未だに完了していない施設が一部に残っており、一刻も早く完了させることが引き続き喫緊の課題であるほか、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は五割程度にとどまっており、速やかに対策を講じることが求められる。

老朽化対策や防災機能の強化、耐震対策等の整備は、国土強靭化の観点からも重要であることから、各地方公共団体が策定する国土強靭化地域計画に基づいて、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある取組が求められる。

さらに、近年の公立の義務教育諸学校等施設については、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保、少人数による指導や一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図るとともに、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化、トイレ環境の改善や空気調和設備の設置、地球温暖化等の環境問題に対応するためのエコスクール化等の社会的要請にも応えていくことが重要である。

なお、効率的・効果的な施設整備を実現するためには、PFI等の手法により民間資金等を活用することも有効であり、整備内容の性質を踏まえつつ、積極的に検討することが必要である。

このような状況を踏まえた上で、各地方公共団体が地域の実情等に応じ、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の整備の計画的な推進を図る必要がある。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体は、学校種別ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。

1 老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、今後十五年間で膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえた学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、施設の長期的な使用を図るための改修(以下「長寿命化改良」という。)を計画的に進めることが重要である。また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常に適切な維持管理に努めることが求められる。

建築後四十年以上を経過した老朽施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ経費の縮減や整備量の平準化を図るために、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合(施

設の劣化の状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等)には改築とするなど、整備手法を工夫して効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、計画的・戦略的に将来の老朽化に備えることも重要である。

また、長寿命化改良の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末環境の下での情報通信技術の活用等に対応できるよう教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行うことが必要である。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設と他の公共施設（社会教育施設や福祉施設等）との複合化・共用化等による整備を行うことは、児童生徒等の学習活動の充実に加え、地域の実態に応じた公的ストックの最適化や地域のコミュニティの拠点形成の観点からも有効である。学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、地方公共団体内の分野横断的な検討体制を構築して教育環境の向上とコストの最適化を図りつつ、単一の公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策のみにとどまらない幅広い視点からの整備が必要である。

2 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年は、令和元年東日本台風や令和二年七月豪雨をはじめ自然災害が激甚化・頻発化しており、地域の避難所、防災拠点としての公立の義務教育諸学校等施設の役割はますます重要となっている。また、令和二年には新型コロナウイルス感染症の流行の拡大により、長期にわたって全国の学校において臨時休業が行われるなど、児童生徒等の学びの保障に大きな影響を与える事態となった。

このような災害や感染症等の発生時においても児童生徒等が不安なく学びを継続することができるようするため、公立の義務教育諸学校等施設について以下の整備を図り、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

なお、これらの施設整備に当たっては、学校施設予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが適当である。

(一) 耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することが重要である。

(二) 防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役

割を果たすことから、児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

(三) バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び同法施行令（平成十八年政令第三百七十九号）が改正され（令和三年四月施行）、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築等を行う際には、移動等円滑化基準への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても同基準への適合の努力義務が課されることとなった。このため、令和七年度までに、車椅子使用者用トイレについては避難所に指定されている全ての学校に整備すること、スロープ等による段差解消については全ての学校に整備すること及びエレベーターについては円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての目標とする。

このことを踏まえ、障害のある児童生徒等への対応とともに、災害発生時の地域の避難所としての機能を有することも踏まえて、公立の義務教育諸学校等施設を誰もが利用しやすい施設とするため、各地方公共団体においてもバリアフリー化の整備目標を反映した整備計画を策定し、新築等の際はもとより、既存の施設についても車椅子使用者用トイレやスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化の整備を計画的に進めることが重要である。

(四) 衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や床を乾いた状態で使用するドライシステム等の学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

(五) 空気調和設備の整備

平成三十年度第一次補正予算の措置等により、公立の義務教育諸学校等施設の普通教室における空気調和設備の整備率は九割を超えており、今後は特別教室への設置を進めていくことが重要である。また、屋内運動場についても、断熱性の確保等の技術的な課題を踏まえた上で設置を進めていくことが必要である。

(六) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件に鑑み、不審者侵入の防止など児童生徒等を犯罪から守るために防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。

また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策や、衛生管理の充実強化など、児童生徒等の安全対策には万全を期する必要がある。

3 教室不足の解消等を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題があるなどの場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保することが重要である。また、公立の小学校及び義務教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室数等の確保も重要である。これらの際、新增築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することも有効である。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を保障するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握して教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和六年度までの「集中取組期間」において、新增築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用した整備を図るなどの手法を用いることも重要である。

4 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学習指導要領の改訂及び情報通信技術の活用等の教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。特に、再生可能エネルギーの活用は、社会全体で目指すべき脱炭素社会の実現に寄与するものであることから、積極的に導入していくことが重要である。

また、一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図る上では、校内通信ネットワークの整備が重要であるとともに、情報端末の充電保管庫の整備が有効である。

5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) 産業教育施設

産業教育施設については、我が国の産業経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。

(二) 幼稚園等施設

幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の施設については、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるよう整備を進めていく必要がある。その際、幼稚園等については、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による調理施設の整備やその内部における空気調和設備の設置を推進することが重要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領等において必修とされている武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要であるとともに、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用することや、老朽化した複数の学校のスポーツ施設を集約し、地域のスポーツ施設と共に有効である。

三 その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項

この基本方針は、諸情勢の変化等を踏まえ、今後概ね五年を目途に見直しを行うこととする。

